

県内企業等の「若者に選ばれる職場づくり」を応援します！

補助率 2 分の 1 上限 100 万円

若者のニーズを踏まえて実施し、
他の県内企業のモデルとなる
オフィス環境改革事業

【取組例】

オフィスレイアウトの変更 / フリーアドレス制の導入 /
集中スペース・集中ブースの整備 / オンライン会議環境
の整備 / オープンスペースの整備 / カジュアルミー
ティングエリアの設置 / カフェ・休憩スペースの整備 /
スタンディングワークの導入 / 空調・照明・音響環境
の改善 など

工事請負費、備品購入費、設計費



令和 8 年度（令和 7 年度繰越分）

青森県オフィス環境改革促進事業費補助金

事業計画を追加募集します【締切 10/30】



本補助金の「オフィス」とは・・・

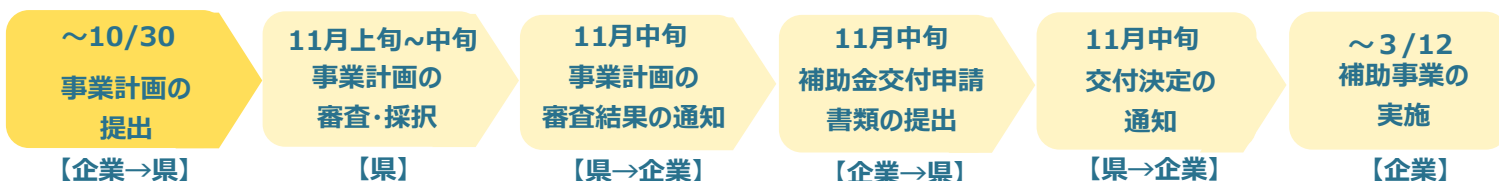
- 事業者が業務を行うために設置し、従業員が日常的に就業する事務所、作業所、執務室、会議室、休憩室その他これらに類する施設
- 事業活動の現場において設置される現場事務所、詰所等

作業所や休憩室なども対象

このような企業におすすめです！

- ☒ 若者の採用につながる職場づくりに戦略的に取り組みたい
- ☒ 若手社員が働きやすいオフィス環境を整えたい
- ☒ 若手社員の定着につながる職場づくりに取り組みたい
- ☒ 若者に選ばれる企業として魅力を高めたい

補助事業開始までの流れ



【お問い合わせ先・提出先】

青森県 こども家庭部 若者定着還流促進課 若者採用支援グループ

TEL : 017-734-9401（土・日・祝日を除く9:30-17:00）

MAIL : wakamono@pref.aomori.lg.jp

URL : https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kodomo/wakamono/R8_officehojo_tsuikakoubo.html

住所 : 〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1（県庁南棟4階）

様式のダウンロードはこちら



補助金の趣旨

若者が働きやすいオフィス環境づくりに取り組む県内企業のモデル事例を創出し県内に波及させることにより、県内中小企業等における若者の採用力向上や定着促進を図ることです。

補助事業者

期間の定めのない労働契約により若者を雇用している者又は雇用しようとしている者であって、次に掲げる要件の全てを満たす者としてします。

- 1 県内に本社又は事業所を有し、次のアからウまでに掲げるいずれかに該当する者
 - (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - (2) 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者
 - (3) その他知事が適当と認める団体
- 2 補助事業者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業の許可を受けている者、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者でないこと。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等の反社会的勢力に関係する者でないこと。
- 4 県税、法人税、消費税及び地方消費税並びに労働保険料の滞納がないこと。

補助事業・補助対象経費・補助金の額

補助事業	補助対象経費	補助金の額
補助事業者が若者のニーズを踏まえて実施し、他の県内企業のモデルとなるオフィス環境改革事業。 ただし、国、地方公共団体から補助金等の交付を受けている事業は対象外。	補助事業の実施に要する次の1～4までに掲げる経費。 1 工事請負費 2 備品購入費 3 設計費 4 その他知事が必要と認める経費 ただし、以下の経費は補助対象外。 ・故障、老朽化した設備及び備品の単なる更新に要する経費 ・経常的な経費（光熱水費、通信料、仲介手数料、保証金等） ・振込手数料、収入印紙代及びこれらに類する経費 ・法令又は条例等で義務化されている設備等の新規導入に要する経費 ・事前着手届を提出せずに補助金の交付決定前に着手した事業に要する経費 ・その他補助事業に直接関係のない経費	補助対象経費の実支出額の2分の1（千円未満の端数切捨て）又は100万円のいずれか低い額以内の額。

応募手続き

補助事業の実施希望者は、提出書類を揃え、提出期限までに県に5部（正本1部、副本4部）、郵送または持参により提出してください。

- 1 事業計画書（交付要綱第2号様式）
- 2 収支予算書（交付要綱第3号様式）
- 3 誓約書（交付要綱第4号様式）
- 4 補助対象経費の内容を明らかにした見積書又はそれに準ずるものの写し
- 5 直近2期分の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書類
- 6 定款又はこれに代わる書類（個人である場合を除く）
- 7 会社等の概要がわかる書類（パンフレット又はホームページの写し）
- 8 事前着手届（交付要綱第5号様式）（※必要な者のみ。交付要綱第6及び公募要領4（1）参照）
- 9 参考資料（任意様式）（事業計画の内容が分かる資料（図面、写真等））
- 10 その他知事が必要と認める資料

募集期間

募集開始：令和8年9月 日（ ）／募集締切：令和8年10月30日（金）17時00分

審査方法・結果の通知

- 事業計画の採択にあたっては、応募資格要件等の確認及び別途定める審査会により、審査を行います。審査は、評価点と加算点の合計点で評価し、審査の合計点が高い順に予算の範囲内で8件程度採択します。
- 1 応募資格及び補助対象要件の確認：審査にあたり、応募資格及び補助対象要件の確認を行います。応募者が多数の場合は、審査会に諮る事業計画を選抜する場合があります。
 - 2 審査：提出された事業計画書類に基づき、事業内容の審査を行います。審査は原則書類審査としますが、応募者が多数の場合は、対面でのプレゼンテーション審査（非公開）を行う場合があります。プレゼンテーション審査を行う場合は、1者あたりのプレゼンテーションは10分以内とします。プレゼンテーション審査を行う場合、審査は令和8年11月12日（木）に青森県庁で行うことを予定していますが、詳細については応募者に別途通知します。
 - 3 審査結果は、全員に通知します。審査の結果、不採択となる場合や、事業費の減額となる場合等があります。